

令和8年5月25日

第23回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 2 3 回指宿市農業委員会会議録

1 開催日時及び場所

令和 8 年 5 月 2 5 日 (月) 午後 2 時 0 0 分～

於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について
(所有権移転分) (利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

○農業委員

1番	松	木	茂	久	2番	生	川	裕	也	3番	福	久	迫	義	隆
4番	前	田	真	津美	5番	井	手	康	則	6番	西	村	久	則	
7番	滝	下	真	弥子	8番	石	嶺	義	孝						
10番	内	蘭	光	弘	11番	西	川	路	利	広	12番	西	山	昭	二
					14番	徳	留	幸	信		15番	下	川	道	孝
16番	池	田	由	美子	17番	濱	田		保		18番	田	代	繁	樹
19番	税	田	祐	子											

○農地利用最適化推進委員

20番	川	畑	淳	一	21番	森	川	泰	夫	22番	奥	村	祐	樹	
23番	前	田		剛	24番	今	村	量	則	25番	南		圭	司	
26番	京	田	富	久	27番	鶴	田	伸	一郎	28番	小	村	亮	太	
29番	山	下	竜	一	30番	廣	森		修	31番	田	之	上	洋	
32番	濱	田	卓	郎	33番	上	拂		忠	34番	松	澤	雅	人	
35番	澤	山	善	治	36番	下	吹	越	浩	之	37番	大	迫	恵	太
38番	下	吉	一	宏											

1 小委員長

2番 生 川 裕 也

1 欠席委員

9番 下高原 誠 13番 小荒田 大 樹

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する事務局職員

事務局長	小	吉	建	治
主幹兼農地総務係長	林		栄	作
農地総務係主査	今	奈良	昂	平
主幹兼振興係長	前	田	昭	市
振興担当主幹	富	永	敏	尚
振興係主事	池	田		恵
主幹兼地域計画係長	向	吉	真	一

1 当議事書記

主幹兼農地総務係長 林 栄 作

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第23回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「11番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の4ページをお開きください。 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は8件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。

議長

なお、今回の案件については、県地域振興公社の農地売買等事業における一括方式が3件、売渡が5件となっております。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の7ページから13ページまでの22件で、総合計は38筆、40,071㎡です。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、30番委員の退席を求めます。

(30番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(30番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

(37番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(37番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については新規就農者に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

それでは、番号3の新規就農者について、事務局で調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

申請人は9年ほど会社勤めをしていましたが、知人の勧めで農業を始め、このたび経営面積が30aを超えたことから新規就農者となりました。

農機具等はまだ所有しておらず、耕運等は知人にお願いしているとのこと。

栽培技術や機械の操作についても、知人に教わっているため問題はありません。

議長

栽培品目としては、オクラを中心に年間販売高150万円を目指しています。

また、将来的には、新たな作物の導入も考えているとのことでしたが、まずは、現在作っている作物での規模拡大に力を入れていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から13ページ22番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の4番から22番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の4番から22番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

2番委員

5月12日の転用調査時に、私と22番委員、32番委員、事務局3名

の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番から7番及び9番は知人への贈与、8番は親族への贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのこと。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の2ページから26ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

2番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。審議資料の27ページをお開きください。

番号1番です。転用目的は駐車場です。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ310m離れた農地で、西は国道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を隣接宅地と一体利用し、近隣にある学習塾の駐車場

に整備する計画です。

なお、現在すでに整備中であることから、始末書が提出されております。

土地の形状については、盛土を最高2.5m行いますが、土留工事を行うことから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は農家住宅及び農業用倉庫です。

審議資料の28ページをお開きください。

申請地は、 から北へ250m離れた農地で、東は原野及び畑、西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地の南側には住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する農家住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

なお、農家住宅の転用面積は、概ね1,000㎡までとされておりますが、本申請地においては、東側に法面があり、高低差があることから、土地家屋調査士による調査にて建築可能面積は1,204㎡のうち911.38㎡となっているため、転用もやむを得ないと判断いたしました。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決

2 番委員

定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の29ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ110m離れた農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地の北側には住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、隣接宅地と一体利用のうえ、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については切土を約0.8m行い、境界にはブロックを積む予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の30ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ90m離れた農地で、東は雑種地、西は宅地、南は市道、北は宅地及び原野に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、隣接宅地と一体利用のうえ、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界には擁壁を設置することから、周辺への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

以上、2件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の19ページをご覧ください。 まず、議案第5号農用地あっせん申出の「売渡・貸付」をご説明いたします。 今月は、売渡申出が6件、貸付申出が1件です。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下についてはお目通しください。 見取り図、地籍図については、審議資料の34ページから44ページに掲載しています。 続きまして「買受・借受・希望」をご説明いたします。 議案書の21ページをお開きください。 今月は、買受希望1件です。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 まず「売渡・貸付」申出になりますが、議案書の19ページからになります。 番号1から3までを、35番委員、15番委員。

議長

委員

議長

事務局

番号4は、8番委員、27番委員、16番委員。

番号5は、24番委員、5番委員。

番号6は、23番委員、4番委員。

番号7は、8番委員、27番委員、16番委員。

続きまして「買受・借受・希望」になりますが、議案書の21ページになります。

番号1は、5番委員、24番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん活動を行っていただきますようお願いいたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に、議案の説明を求めます。

議案書は22ページから23ページになります。

議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

今回の非農地判断は、新西方地区・県道岩本開聞線沿い及び新西方中央公民館付近を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査等により農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして分類された農地が、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は、山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。

よって14筆4, 825㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第6号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第6号については、原案とおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに、決定いたします。
本日の議題は、これで終了いたしました。
ほかにございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
ほかになければ、その他に入ります。
その他について、事務局に説明を求めます。

事務局

その他について、ご説明いたします。
議案書の24ページをお開きください。
その他（議案書の24ページを参照して説明）

1. 5月の行事報告
2. 6月の行事予定
3. その他

議長
委員
議長

ほかにございませんか。
「なし」の声あり。
ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第23回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立ください。
一同礼。

（閉会 午後3時05分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員11番委員 _____

議事録署名委員12番委員 _____